豊田織機の勞働爭議の經過と

——會社側の聲明書に對する反駁及び吾等の今後の方針!!

豊田織機に

爭議が起つて以來、既に三十餘日!!吾等は今日まで直接代表者を送り或は人を介して、交渉したれ共會社側は何等誠意を以て解決の方法を考慮せず徒らに爭議を長びかし凡ゆる流言を放つて悠々としてゐる現狀を見て、吾等は過去數十年間の努力の結晶で築きあげた紡織機界の歴史とその生產品の、眞價を認められるに至る今日、あまりに非紳士的な非人間的な態度に對して、それ程、今回の爭議が無茶であらうか、一應振り返つて爭議の原因、經過と今後の方針を述べんとするものである。

今回の爭議の原因

この事に關しては既に述べたれども重ねて言ふ。それは、昨年末の爭議解決の際に、取り殘された、退職手當及下給者の昇給等は本社と相當關係があるので考慮の上三ヶ月以内には必ず具体案を發表すると、當時交渉員、井上及び大矢兩氏と早尾支配人と立會の上で言明してゐるのである。

然るに三ヶ月すぎても、六ヶ月すぎても、退職手當の發表なき故に當時の責任者、大矢、井上の兩氏及び現從業員代表は再三再四、會社を訪れ、早く具体案を發表して從業員一同を安心させろと、交渉歎願を重ねて來た。會社は目下成案中だから遠からず發表すると言ふのみ、何時になつても發表せず、支店長を信頼せよ!!の一點張りであつた。玆に從業員一同はあまりに誠意なさすぎる、吾等は決して退職手當を目當にして勤續するものでない。何時何時家庭の事情で退職せねばならないか分らないその時の心配までせず安心して働くための歎願したのであつた。それに何等誠意ある解答も具体的な發表なき爲に不平が各方面に起り、是れに數十年間勤務するに拘らず一ヶ月五十圓内外では生活は出來得ないと云ふ悲痛なる生活難の叫びが、合して吾等は最早、支店長の言を何時までも信ずる事は出來ない。立場に立ち到り遂に、吾等は去月九日改めて退職手當外八ヶ條の歎願を一同連名の上代表者を選び種々交渉し歎願したれども、何等その解答に誠意を披歴せず歎願條項を全部拒絕せられたのである。その時の從業員一同の氣持は、なるべく互讓の精神に依つて、圓滿に解決せんとする共同心理であつた。然るに會社側はこれを爭議の前哨戰と曲解し、職長、技師等に指揮し、他方暴力團を雇入、嚴重な警戒を施し、官憲に諒解を求めて、吾人に挑戰的態度を取るに至り、如何に吾等が隱忍自重し、誠意を披歴して交渉をしてゐるに拘らず斯の如く暴力的行爲に依るに及びては吾等としても最後の手段を取るに至つた狀態であります。從つて拒絕された、歎願條項は、改めて要求條項として、會社に提出して爭議を開始されたのであります。

その要求條項

は正當な權利として又正當な理由に立脚して要求したものである。即ち、要求の主なるものは、

一、退職手當制定
二、八時間制實施
三、賃銀增額に關する件(四ヶ條)
四、勞働組合公認の件

である、右の要求を大略に說明せんに、

(一) 退職手當の件

私共は長い者で二十年、短い者で五六年間も、幾多の犠牲と努力を捧げて、製產品の優良と能率の增進を計るため肉を削り血を流して、數ヶ年、數十年働いて來て、家庭の都合上、退職せねばならぬ時、私共の日收では、失職しても何等差支ない程の財產も貯蓄もないので私共が一生懸命に働いたのだから、會社としても當然、人情を以つて我等の努力に一粒の同情の涙があつても良いと思ひます。即ち退職手當はその爲に私共が如何なる家庭的な事象が起つた場合も困ることない樣に即ち安心して働きたい爲です。

(二)、(三) の時間及賃銀の問題

にしましても、より多くの生產能率をあげんとすれば、より多くの休養の時間と、報酬を與へよ。長時間の勞働と低廉なる賃銀に依つて、決して生產能率と技術の改良進步は出來るものでない。その例として、米國のフォード自動車會社の例を見て分る會社は一九一三年の二月に職工一萬六千人が拾時間働いて自動車を一萬六千臺造つた翌年の一九一四年二月に職工數一萬五千八百人が八時間働いて二萬二千臺の自動車を製造した。職工數二百人も減じ、時間が三萬一千五百餘時間も短縮されてゐるのに生產能率は七千臺を多く製造してゐる事は、長時間の勞働が何等生產能率をあげるものでないと言ふことを雄辯に物語つてゐる。倘長時間の勞働に於て負傷疾病が如何に多いかは幾多の統計の示す處である。されば徒づらに他に氣兼ね遠慮せず思ひ切つて時間を短縮すべきだ。重役諸君が恐れる程能率は減退はするものでない。

賃銀增額に

ついて一言せん。

勞働者の賃銀は決して、重役諸君の如く、自動車を飛し、宏大なる邸宅に住み、酒池肉林に耽溺するための生活賃銀は要求はしてゐない。吾等の名目賃銀は即ち、衣、食、住、を得る爲に必要なる賃銀、言ひ代れば物價との割合を平均化する實質賃銀を要求してゐるのである。一日營々として汗を流し血にまみれて働いて歸りその疲を慰め翌日再び勞働を耐へ得るだけの生活費を要求してゐるのである。然らば一家五人で僅々五六十圓では貯蓄は愚か借金が殘されて行くのみである。良い技術と良い生產品を上げんには良い食を與へよ!充分に耐へ得る良服を與へよ!一家五人が飢餓なく暮せる家を與へよ!そうして充分の休養を與へることに、依つて吾等を思ひ切り働かしめよ、それが新時代の重役のスローガンでなければならない。

勞働組合公認

ついてこれは既に法律に依つて勞働者を保護し勞働者の團結權を公認せんとする今日、吾人が要求するまでもなく會社自身が之を認め、そうして勞資雙方が生產の上に勞働者待遇の上に協力互讓の精神を示すことが最も良い方法である。徒に之を、排斥し、之を毛嫌し、阻害するが如きは、自然の法則に反する行爲にして排斥こそ受け何等利得することは斷じてない。

吾等は右の如き

正當な理由と正當な行爲に依つて解決せんとしたれども、會社側は之に圓滿なる解決を望まず徒らに自己の偏見と私情と感情を連れた愚劣極まる聲明書を發表し官憲及關係方面に諒解を得たとの事である。嗚呼!何たる愚劣極まる、非紳士的な非人間的な行爲ぞ、その聲明書が如何に自己辯護的でも、如何に關係者や官憲を胡魔化さんとしても爭議それ自身が雄辯に會社の非を物語つてゐるではないか、會社が聲明書通り、本當に職工の窮狀を救わんとせば、何故に穩便に歎願してゐる内に誠意を披瀝せないのだ、何故に又何の出ない内に適當の處置を取らないのだ。吾等は一支店長と雇傭契約を結んではいない。吾等は一支店長の私憤、感情、偏見を以て作製し自己の立場を擁護せんとするが如き聲明書に對して貴重なる紙面を費すのを勿論なく歎ずるものである。支店長足下、秘密に聲明書なんて頒布せずお氣に召さなければ何時何時でも御面會の上、又公開文書で御意見を述べて戴きたい。

爭議團の現狀

爭議團は目下一人の裏切者もなく、一人の軟派もゐない。今後安心して働くか、それとも會社の奴隷となりて酷使されるか、吾等に取つては生死の戰だ!爭議團は團結して爭議團本部に一人の欠席者もなく!裏切り内部の統制と結束を堅めると共に外部的には家庭訪問、重役株主を訪問し、名古屋本社從業員と連絡を取り日夜、米櫃の爲になるのも忘れ、只、吾等の生活の安定のため、全勞働階級のため、行動に、言論、文書に最後の必勝を期して決死の覺悟で奮鬪を續けてゐる。

今後の吾等の方針

爭議開始以來三十餘日、吾等は今日まで事を荒立てず隱忍自重して、代表者を送り、人を介して圓滿なる解決のために奮鬪して來た。然し會社は利己的な野心と、私憤、感情と偏見尚ほ未だ徒づらに流言を放ちて何等圓滿なる解決に努力せずあくまで吾等に挑戰的態度を持來るに於ては、吾等過去三十餘日の消極的運動を排し、陣容を改め結束を計り、今後積極的により大膽に行動し、活動を開始する。即ち、吾等數千の家族が餓死するか!一支店長の私憤、偏見、感情が通るか!それは、時間と!力と!金の!問題であるされば吾等は今後幾十日爭議が續くとも決して、吾等は最後の勝利を得るまでは幾多の犠牲と努力とを覺悟して勇敢に戰陣の巷に突入するものである。

賢明なる市民諸君よ!

諸君はあくまで公平なる立場に歸り明確なる思考に依つて本爭議の經過から最後までを御批判と御援助とを乞ふ。

親愛なる全國の兄弟諸君よ!諸君の兄弟は今、血にまみれて勞働階級の解放を死守して戰つてゐるのだ!

我等は熱烈なる應援を乞ふ!來りて戰友を助けよ!

一九二六年十月十五日

百八十餘萬圓の不動產と
百七十五萬圓積立金と
年二割五分の配當と
繰越五十萬圓もなす
職工扶助資金二十數萬圓を
有する——

大阪市港區北泉尾町一丁目三番地

豊田織機株式會社爭議團本部

應援 日本勞働總同盟